

議案第 17 号

日出町行政組織条例の一部改正について

日出町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町行政組織条例の一部を改正する条例

日出町行政組織条例（平成 11 年日出町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 政策推進課

(4) ひと・まち・未来創生課

第 4 条（見出しを含む。）中「政策企画課」を「政策推進課」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 5 条（見出しを含む。）中「まちづくり推進課」を「ひと・まち・未来創生課」に改め、同条に次の 3 号を加える。

(4) タウンプロモーションに関する事。

(5) 移住・定住に関する事。

(6) ふるさと納税に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(日出町協働指針策定委員会条例の一部改正)

- 2 日出町協働指針策定委員会条例（平成24年日出町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「まちづくり推進課」を「ひと・まち・未来創生課」に改める。

(日出町総合計画審議会条例の一部改正)

- 3 日出町総合計画審議会条例（平成26年日出町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策企画課」を「政策推進課」に改める。

(日出町行財政改革審議会条例の一部改正)

- 4 日出町行財政改革審議会条例（平成30年日出町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条中「政策企画課」を「政策推進課」に改める。

理 由

タウンプロモーション及びふるさと納税に関する事務を移管し、全体を総括したタウンプロモーションを推進することで関係人口の拡大と地域活性化を図るとともに、名称についても改正をしたいので条例を提出する。